



ゴルフ場利用約款

こだまゴルフクラブ

約款の適用

第1条 当ゴルフ場を利用される方は、本約款に従ってご利用いただきます。

利用契約の成立

第2条 当ゴルフ場においてプレーしようとする方は、当日フロントにおいて、本約款を確認した上で所定の名簿に所用事項記入署名してください。それにより、当クラブ（会社）は署名者の施設利用をお引受けすることになります。

利用の申込み（キャンセル料等）

第3条 プレーの申込みは、別に定める利用の申込みに従っていただきます。

利用の拒絶

第4条 当ゴルフ場は次の場合には利用をお断わりいたします。

1. 満員でスタート時間に余裕がないとき。
2. 天災その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき。
3. 利用者及び同伴者が、暴力団対策法による指定暴力団、その他これに類する暴力団の構成員又は関係者（これに準ずると認められる者を含む）に該当すると認められるとき（尚、プレー開始後であっても当該事実が判明したとき直ちに中止し、退場いただきます）。
4. その他公序良俗に反する行為をなすおそれがある者と認められるとき。

休業日・開場時間

第5条 当ゴルフ場の各施設の休業日と開場時間は当ゴルフ場の定めるところによります。ただし、臨時的に変更することがあります。

利用継続の拒絶

第6条 当ゴルフ場は次の場合には利用の継続をお断わりいたします。

1. 利用者及び同伴者が、暴力団対策法による指定暴力団、その他これに類する暴力団の構成員又は関係者（これに準ずると認められたものを含む）に該当すると認められたとき（尚、プレー開始後であっても当該事実が判明した場合にはプレーを直ちに中止し、退場いただきます。）
2. その他公序良俗に反する行為をなすおそれがある者と認められたとき。
3. 天災その他やむを得ない事情により施設の利用ができないとき。
4. その他本約款に違反したとき。

金銭その他高価品

第7条 金銭その他高価品については、専用貴重品ロッカーがございます。

1. 使用時間はクラブの開場時間内とします。
2. 当クラブは鍵のかけ忘れ、紛失・盗難など使用に関する一切の責任を負いませんのでご注意ください。
3. 鍵を紛失した場合は直ちにフロントに届け出てください。

携帯品・自動車

第8条 携帯品の保管や駐車場の自動車につきましても、事故・盗難など当クラブは一切の責任を負いかねますので、鍵のかけ忘れなどないようにご注意ください。

ロッカーの鍵

第9条 ロッカーの鍵は、すべて当ゴルフ場ではお預かりいたしません。

プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守

第10条 ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の責任でプレーしていただきます。

ティグランドにおける素振り

第11条 素振りは、ティマーク内の打席又は特に指定された場所以外ではなさないでください。

プレーヤーはみだりにティグランドに立ち入らないでください。

飛距離の確認

第12条 先行組に対しては、後続組の打者はキャディのアドバイス如何にかかわらず自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないように打球してください。

フォアキャディの合図

第13条 フォアキャディの合図は、先行組が通常第二打を打ち終り通常の飛距離外に前進したと判断されるときに合図でありますから、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して打球してください。

打者の前方に出ないこと・カートの前方に出ないこと

第14条 同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないでください。

カートの走行中は危険を伴う場合がありますので、カートの前には出ないでください。乗用カートの利用につきましては別に定める「乗用カート利用約款」を遵守してください。

隣接ホールの打込み

第15条 隣接ホールの打込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適正に判断し慎重に打球してください。

隣接ホールに打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分気をつけて打球してください。

退避および待避所

第16条 後続組に対して打球させるときは、先行組のプレーヤーは、後続組の打者が打ち終るまで安全な場所に退避してください。

待避所に設けてあるホールでは、後続組が打ち終るまで必ず待避所内に退避してください。

ホール・アウト後の退去

第17条 ホール・アウトした場合は、直ちにグリーンを去り後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んでください。

雷鳴があった場合

第18条 雷鳴があった場合には、クラブ側の指示、もしくはプレーヤーの判断によってプレーを中止し、待避所等安全と思われる場所に退避してください。

プレーの再開については、クラブ側の指示に従ってください。

火気使用の禁止

第19条 コース内やクラブハウス内の火気使用は所定場所以外は厳禁とします。

マッチの燃えがら煙草の吸いがらは必ずよく消して灰皿にお入れください。

違背の場合の責任

第20条 利用者が第10条、第11条、第12条、第13条、第15条に違背し、第三者に傷害等の事故を発生させた場合。

第10条、第11条、第14条、第16条、第17条、第18条に違背し、自ら傷害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。

プレー終了後のクラブの確認

第21条 利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し、間違いがないか慎重に確認してください。

確認後は、クラブの不足、瑕疵等について、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

施設に損害を与えた場合

第22条 利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額を支払っていただきます。

施設内への持込品

第23条 施設内に下記のものを持ち込むことをお断りいたします。

1. ペット類。
2. 著しく悪臭を放つもの。
3. 鉄砲刀剣類。
4. 発火、爆発のおそれがあるもの。
5. 騒音を発するもの。
6. 上記以外で、当クラブで不適と判断するもの。

行為の禁止

第24条 施設内で下記の行為はお断りいたします。

1. とばく、その他風紀をみだす行為。
2. 物品販売、宣伝広告等の行為。
3. 利用者以外のコース内立入り（特に許可する場合は除く）。
4. 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為。

宅配便の取り扱い

第25条 宅配便については、その物品の受領、保管、発送等において当ゴルフ場は、あくまで当事者を代行し行うもので、その間の事故発生の場合一切の責任は負

いません。

個人情報保護方針

第26条 埼玉開発株式会社こだまゴルフクラブ及びその役職員は、個人情報の保護に関する法律及び関係諸法令ならびに監督当局のガイドラインなどを遵守し、以下の基本方針を定めます。

1. 個人情報は社会通念上不適正な手段での入手はせず、その内容は、正確・最新となるよう努めます。
2. 個人情報の利用は、その範囲を超えては行いません。また、第三者への個人情報の開示・提供は、法令に基づきその開示が義務づけられるなどの正当な理由がない限り、本人の承諾なしには行いません。
3. 個人情報の流出、不正利用など防止するため、役職員への教育を徹底します。また、管理・点検の責任者を任命し、適正な管理体制を整備します。
4. 個人情報を外部委託先に取扱わせる場合には、その委託先においても個人情報保護が図られているかについて、責任を持って監督します。
5. 個人情報については、本人からの求めにより、開示、訂正、削除を速やかに対応いたします。

なお、個人情報の利用目的など、個人情報に関するお問い合わせは、個人情報相談窓口（〒367-0203 埼玉県本庄市児玉町入浅見1060 当社総務部 電話 0495-72-5151）にご連絡ください。

また、個人情報保護に関する管理体制等のプログラムは適時見直し継続的な改善に取り組んでまいります。

第27条 個人情報の利用目的

1. お客様にサービスを提供する事において、お知らせ、イベントご優待等のご案内をする為に利用いたします。
2. 上記利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、ご本人にその旨を事前に通知し、意向確認のうえ利用いたします。